

【第 11 回 設問】

X社は、パソコン用のゲームソフトを開発し、プログラムをCD-ROMに記録して販売する会社（いわゆるゲームソフトのメーカー）である。X社は、ロールプレイングゲームと呼ばれるパソコン用のソフトを多数販売している。そのゲームの内容は、映像が動画となってパソコンの画面に現れ、音声や音楽を伴って作り出される仮想の世界において、主役となるキャラクターがプレイヤーの操作に応じて一定の動きをするなどして、ストーリーが進行するというものである。ただし、各ゲームのストーリーには一定の基本的な内容が存在するものの、プレイヤーの操作内容によって、あるいはプレイヤーの操作とは無関係に、ストーリーの一部の展開が変化し、必ずしも同一のストーリーが同じ順序で展開されるとは限らないものとなっている。X社の主力商品は、これらのゲームソフトであるが、それ以外に地図をパソコン画面で見ることのできるソフトなども販売している。

Aは、Z社に登録している派遣社員であるが、コンピュータのプログラミングの技能があるので、X社に派遣されてX社のゲームソフトの開発に従事している。

X社は、あるとき、V社から特別に開発の依頼を受けて、地図ソフトをV社の業務にあうようにカスタマイズして納入した。その際、Aにその業務のすべてを担当させた。

<問題>

- 1 著作物一般について、著作権法によって保護されるべき著作物に該当するための要件を検討したうえ、コンピュータ・プログラムがどのような考え方にもとづいて著作物といえるのかについて、説明してください。
- 2 V社に納入した地図ソフトの著作者は誰ですか？